

国立大学法人鳴門教育大学障害学生支援委員会規程

平成28年 3月28日

規程第 30 号

改正 平成29年 3月 8日規程第66号

令和元年 6月20日規程第82号

令和2年 3月19日規程第21号

令和4年 3月 9日規程第20号

令和5年 2月20日規程第6号

(設置)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則第9条に定める障害学生支援委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 理事（研究・入試・学生支援担当）
- (2) 副学長（総務・財務担当）
- (3) 副学長（学生支援担当）
- (4) 心身健康センター所長
- (5) 学生なんでも相談室長
- (6) その他学長が必要と認めた者

(委員会)

第3条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を必要に応じ審議する。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進の基本に関する事項
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進の予算に関する事項
- (3) 障害者に対する合理的配慮の提供等にかかる具体的措置に関する事項
- (4) 障害者等からの苦情や申し立て等に関する事項
- (5) 障害者差別解消について、教職員に対し必要な研修・啓発の実施に関する事項
- (6) その他委員長が必要と認めた事項

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くこ

とができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、必要に応じて特定の事項について専門的に調査・整理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、教務部学生課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。